

第2 提案の内容

以下の1及び2の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/7201-NISSAN.pdf>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 定款一部変更の件（上場関係会社の取扱いの検討に関する規定の新設）

現行の定款に以下の条文を新設する。

第8章 上場関係会社

（上場関係会社の取扱いの検討）

第35条

当会社の取締役会は、発行する普通株式が国内証券市場に上場している当会社の連結子会社及び持分法適用会社（以下「上場関係会社」という。）について、当会社による完全子会社化若しくは吸収合併、当会社が保有する上場関係会社株式の売却又は現状維持の各選択肢のいずれが当会社及び各上場関係会社の株主価値及び企業価値向上に資するか、少なくとも年1回以上の頻度で定量的に比較検討し、当該検討が行われた後速やかにTDNetを通じて検討結果を開示する。

2. 定款一部変更の件（上場廃止のおそれのある上場関係会社への対応方針の決定に関する規定の新設）

現行の定款に以下の条文を新設する。

（上場廃止のおそれがある上場関係会社に係る対応方針の決定）

第36条

当会社の上場関係会社（日産車体株式会社（以下「日産車体」という。）を含むが、これに限らない。）の発行する普通株式が証券取引所の定める上場維持基準に抵触した場合又は抵触のおそれがあると合理的に判断された場合、当会社の取締役会は、当会社による完全子会社化若しくは吸収合併又は当会社が保有する上場関係会社株式の売却を含む、当会社及び当該上場関係会社の少数株主の利益を保護とするための具体的な対応方針を速やかに決定し、決定後速やかにTDNetを通じて当該方針を開示する。

第3 提案の理由

1. 定款一部変更の件（上場関係会社の取扱いの検討に関する規定の新設）

当社は、2025年3月期末のPBRが0.23倍、信用格付けは投機的水準と、経営危機に直面しており、構造改革が急務な状態にある。また、昨年は下請法違反について勧告も受けており、法令遵守のための経営改革も求められている。

しかし、当社は、その事業と密接な関係を有する上場関係会社を有しており、当社にとって最善である構造改革及び経営改革が、上場関係会社にとっても最善である保証はなく、当社は上場関係会社の少数株主との利益相反リスクへの配慮という足枷とともに構造改革と経営改革を行わなければならない。

以上の観点からすると、当社は、上場関係会社の株式を保有し、影響力を行使することが、当社及び上場関係会社の株主価値向上に資するか再考する必要がある。

そこで、上場関係会社の株式について、どのような方針を決定・実行することが当社及び上場関係会社の企業価値及び株主価値に資するのか、取締役会に検証することを求める。

2. 定款一部変更の件（上場廃止のおそれのある上場関係会社への対応方針の決定に関する規定の新設）

当社にとって日産車体は、実態として当社工場の一部に過ぎず、独立した会社として上場している意味はない。しかも、当社の株式保有により、日産車体は上場廃止の危機にあるうえ、日産車体が上場している限り、当社の経営は、日産車体との利益相反リスクへ配慮したものとならざるを得ない。

日産車体の立場から見れば、2022年の株主総会において少数株主の72%が反対したにもかかわらず、未だに891億円もの資金を預け金又は貸付金として当社に提供させられている。また、日産車体は売上高の98%を当社に依存しているが、その利益率は業界最低水準であり、当社に搾取されていると評価するほかない。

従って、日産車体の上場を維持し続けることは、それ自体、当社のグローバル企業としての評価を下げる行為にほかならない。

そこで、日産車体の少数株主の利益保護のためにも、日産車体への対応方針を取締役会において決定することを求める。